

遠軽町技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

1. 現状

(1) 職種ごとの人数平均年齢及び平均給与等（令和8年4月1日現在）

職 種	平均 年齢	職員数	経験 年数	平均給料月額	平均給与月額
全 体	歳 54.1	人 15	年 32.4	円 303,600	円 315,300
公務補	59.9	5	40.5	290,100	299,900
学校給食調理員	51.2	10	28.4	310,300	322,800

※ 「平均給料月額」とは、令和8年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

(2) 年齢別職員数（令和8年4月1日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
全 体					1	2	1	2	1	3	5	15	
公務補								1		1	3	5	
学校給食調理員					1	2	1	1	1	2	2	10	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表について

6級制の一般職給料表（一般職と同じ。）を用いていることから、最高の職務の級を4級に設定しています。

イ 昇給基準について

毎年1月1日に4号俸（55歳以上の職員にあっては2号俸）を標準として昇給させています。

2. 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

本町では、技能労務職員の給与が民間企業の類似職種の給与よりも高い水準となっていることを踏まえ、国、道及び近隣市町村の動向を見つつ適正化を図っていくとともに、退職者不補充などを実施することにより技能労務職員全体の人員抑制を図っていきます。

3. 具体的な取組内容

技能労務職員（学校給食調理員、公務補）の給料については、一般職給料表の4級までを適用して運用していますが、国の技能労務職員に適用される行政職俸給表（二）の導入に向けて調整を行っています。